

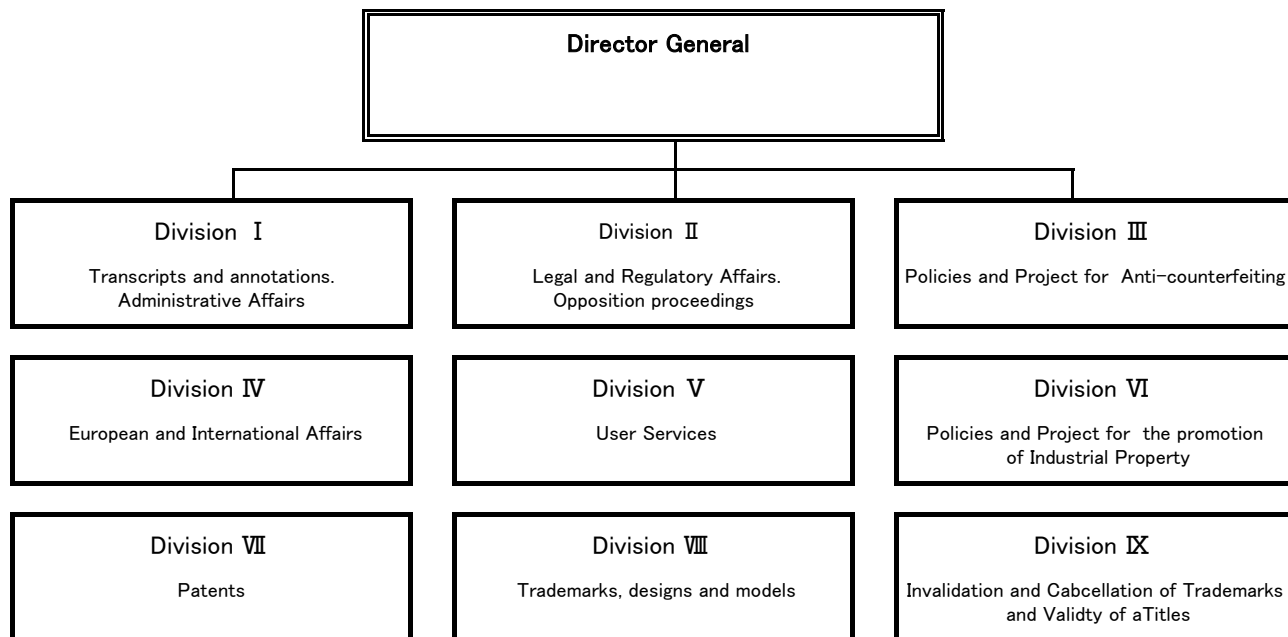
①国名	<b>イタリア共和国</b> (Italian Republic, IT)				
②名称	Ministry of Enterprises and Made in Italy Directorate General for the Protection of Industrial Property <b>Italian Patent and Trademark Office</b>				
③所在地	19, via Molise 00187 Rome				
④連絡先	(電話)(39) 06 4705 5800		(FAX)(39) 06 4705 5635		
	(E-mail) <a href="mailto:dglcuibm.segreteria@mise.gov.it">dglcuibm.segreteria@mise.gov.it</a>		(internet) <a href="https://uibm.mise.gov.it/index.php/it">https://uibm.mise.gov.it/index.php/it</a>		
⑤組織の長	<b>Director General :</b>				
	<b>Mr. Amedeo Teti</b>				
⑥沿革	<p>(1) イタリアの特許制度は、1930年6月29日の産業上の発明に関する特許令第1127号に始まり、その後、数度に渡る法改正を経て今日に至っている。特に、1979年の改正では大統領令第338号により出願公開制度の採用、存続期間の延長などの大幅な改正が行われた。最新の改正は2001年、2005年に行われ、施行された。</p> <p>(2) イタリアの意匠制度は、2001年4月19日に施行された2001年法令第95号により大幅に改正された。この法令により、イタリアの意匠法は1998年10月13日の意匠の法的保護に関するEC指令に基本的に合致することになった。このため、イタリアにおける意匠又はひな形の保護は、OHIMにおいて欧州共同体意匠として登録することによっても、また2001年改正法によっても意匠又はひな形の登録が行える。</p> <p>(3) イタリアの商標法は、1998年12月21日のEEC指令No.89/104を履行するために改正された。この改正により、登録の存続期間が出願日から10年になり、登録出願人が自ら業務を行っていることを求める要件が緩和された。また、2005年にも改正され、施行された。</p> <p>(4) 2006年1月1日から特許、実用新案及び意匠の料金が廃止された。(商標の料金は従前通り)</p> <p>(5) 2006年1月1日に廃止された特許、実用新案及び意匠の料金が、2007年1月1日から復活した。この料金の復活にともなって料金制度が変更された。(商標の料金制度は従前通り)</p> <p>(6) イタリアは統一特許裁判所協定を2016年に批准し、2023年6月に同協定は発効した。</p>				
⑦所管	特許、実用新案、意匠、商標、著作権、地理的及び原産地表示、不正競争防止法、半導体集積回路の回路配置、植物新品種				
⑩加盟条約	WIPO	ベルヌ	ブリュッセル	フィルム登録	マドリッド(原産地表示)
	1977/4/20	1887/12/5	1981/7/7		1951/3/5
	ナイロビ(オリンピック)	パリ	PLT	レコード保護	ローマ
	1985/10/25	1884/7/7		1977.3.24	1975/4/8
	シンガポール	TLT	ワシントン	WCT(著作権)	WPPT(演奏及びレコード)
	2010/9/21	2011/4/26		2010/3/14	2010/3/14
		ヘーグ			
	ブタペスト	ロンドンアクト	ヘーグアクト	ジュネーブアクト	リスボン
	1986/3/23		1987/6/13		1968/12/29
	マドリッド(標章)	マドプロ	PCT	ロカルノ	ニース
1894/10/15	2000/4/17	1985/3/28	1975/8/12	1961/4/8	
ストラスブール	ウィーン	WTO			
1980/3/20		1995/1/1			

①国名		イタリア共和国 (Italian Republic, IT)				
⑪統計データ	出願件数		2019年	2020年	2021年	2022年
	特許	全数		10,127	11,008	11,078
(内 外国出願)			898	947	797	781
(内 日本から)			26	42	48	56
(内 PCTルート)					15	144
実用新案	全数		1,916	2,397	2,019	1,826
	(内 外国出願)		166	191	190	181
意匠	全数		1,199	1,304	1,215	1,104
	(内 外国出願)		83	51	43	52
	(内 日本から)		1	7	3	1
商標	全数		42,921	43,098	51,912	41,630
	(内 外国出願)		5,231	4,964	5,035	4,150
	(内 日本から)		138	105	88	88
		登録件数	2019年	2020年	2021年	2022年
特許	全数		8,617	9,152	7,254	7,348
	(内 外国出願)		342	905	690	745
	(内 日本から)		26	60	23	50
	(内 PCTルート)					27
実用新案	全数		1,601	2,101	1,768	1,684
	(内 外国出願)		101	268	192	185
意匠	全数		1,341	1,264	1,097	1,035
	(内 外国出願)		111	45	46	32
	(内 日本から)		1	2	6	
商標	全数		39,746	41,905	42,329	44,080
	(内 外国出願)		5,391	5,263	4,677	4,678
	(内 日本から)		157	125	94	95
出典: WIPO IP Statistics						

## ⑫ 組 織

<組織図> イタリア特許商標庁(DGLC-UIBM)はMinistry of Enterprises and Made in Italy (産業省)の下部組織である。

イタリア特許商標庁は、次の9の部局(Division)から構成されている。



(出典): イタリア特許商標庁のHP: [https://uibm.mise.gov.it/index.php/en/?option=com\\_organigram&view=structure&id=11/](https://uibm.mise.gov.it/index.php/en/?option=com_organigram&view=structure&id=11/)  
2023年5月1日現在

①国名	イタリア共和国 (Italian Republic, IT)	
特許制度	②最新特許法の施行年月日	2020年5月19日改正施行(2020年法律第34号)
	③地理的効力の範囲	(1) イタリアで保護された工業所有権は、1939年3月31日締結のサンマリノ及びイタリア間の善隣友好協定によりサンマリノにおいても保護される。 (2) 工業所有権の保護についてのイタリア法は、バチカン市国にも1929年6月7日の法律により適用される。
	④他国制度との関係	欧州特許条約(EPC)加盟国 統一裁判所協定締約国
	⑤出願人資格	発明者及び承継人(自然人、法人) (知財法第63条)
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。送達用住所を欧州連合(EU)又は欧州経済領域(EEA)に有さなければならない。 代理人は登録された者でなければならない。 (知財法第147条(3)2、第201条(4))
	⑦出願言語	イタリア語。イタリア語以外で提出された書類は、出願から2月以内にイタリア語による翻訳文を提出しなければならない。 (知財法第148条(5))
	⑧特許権の存続期間及び起算日	出願日から20年 (知財法第60条) 医薬品及び農薬の承認に要した期間があったときは、5年を限度として追加保護証明を受けることができる。 (知財法第81条)
	⑨新規性の判断基準	内外国公知公用、内外国刊行物 (知財法第46条(1)、(2))
	⑩グレースピリオド	有。次のケースが規定されている。 (1) 出願人、譲渡人の意に反する開示の場合は、期間は開示日から6月。 (2) 公の又は公認の博覧会における展示による開示(期限の制限なし)。 (知財法第47条(1)、(2))
	⑪非特許対象	(1) 産業上利用可能でないもの。 (2) 発見された事物、科学的理論及び数学的方法 (3) 美的創造物 (4) 知的活動、ゲームを行い又は業務を遂行するための計画、規則及び方法 (5) コンピュータ・プログラム (6) 情報の表示 (7) 外科手術又は治療術により人間若しくは動物の身体を治療する方法、及び人間若しくは動物の身体に実施する診断方法 (7) 実施することが公序良俗に反する発明 (8) 植物又は動物品種及びそれらを得るための本質的に生物学的な方法 (知財法第45条、第50条)
	⑫実体審査の有無及び審査事項	有。産業上の利用可能性、新規性、進歩性、不登録事由について審査される。 (知財法第170条(1)b項)
	⑬審査請求制度の有無	無。
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	⑮出願公開制度の有無	有。出願日又は優先日から18月経過後、出願は公衆の閲覧に供される。 (知財法第53条(3))
	⑯異議申立制度の有無	無。
	⑰無効審判制度の有無	無。無効審判制度はないが、無効は裁判所へ提訴することができる。
	⑱実施義務	有。特許付与から3年以内又は出願から4年の何れか遅く終了する期間内に、国内での生産又は欧州連合(EU)又は欧州経済領域(EEA)からの輸入が国の需要に著しく見合わない場合、強制実施権の対象となる。また、実施の停止または削減が、3年を超えて国内の需要に著しく見合わない場合も、強制実施権付与の対象となる。 (知財法第70条(1)、(2))

①国名	イタリア共和国 (Italian Republic, IT)																									
特許制度	⑱費用 単位 EUR (ユーロ)	<p>[出願から登録までに掛かる費用]</p> <p>出願料            50 EUR(オンライン出願)            120 EUR(ペーパー出願(*1))</p> <p>先行技術調査手数料(条約上の優先権を主張しない特許出願について)</p> <p>クレーム超過料 45 EUR(10超の各クレームについて加算する加算料金)</p> <p>翻訳手数料    200 EUR(出願人がクレームの英語翻訳文を提出しない場合)</p>																								
		<p>[特許権維持に掛かる費用]</p> <p>4年を超える年の維持年金</p> <table border="1" data-bbox="440 412 1546 607"> <tr> <td>5年次</td> <td>60 EUR</td> <td>11年次</td> <td>310 EUR</td> </tr> <tr> <td>6年次</td> <td>90 EUR</td> <td>12年次</td> <td>410 EUR</td> </tr> <tr> <td>7年次</td> <td>120 EUR</td> <td>13年次</td> <td>530 EUR</td> </tr> <tr> <td>8年次</td> <td>170 EUR</td> <td>14年次</td> <td>600 EUR</td> </tr> <tr> <td>9年次</td> <td>200 EUR</td> <td>15~20年次の各年</td> <td>650 EUR</td> </tr> <tr> <td>10年次</td> <td>230 EUR</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	5年次	60 EUR	11年次	310 EUR	6年次	90 EUR	12年次	410 EUR	7年次	120 EUR	13年次	530 EUR	8年次	170 EUR	14年次	600 EUR	9年次	200 EUR	15~20年次の各年	650 EUR	10年次	230 EUR		
		5年次	60 EUR	11年次	310 EUR																					
		6年次	90 EUR	12年次	410 EUR																					
		7年次	120 EUR	13年次	530 EUR																					
		8年次	170 EUR	14年次	600 EUR																					
		9年次	200 EUR	15~20年次の各年	650 EUR																					
		10年次	230 EUR																							
		<p>*1: ペーパー出願による場合の書類のページ数により加算する加算料金</p> <table border="1" data-bbox="440 658 1546 815"> <tr> <td>10ページ以下のとき</td> <td>120 EUR</td> <td>11-20ページのとき</td> <td>160 EUR</td> </tr> <tr> <td>20-50ページのとき</td> <td>400 EUR</td> <td>50ページ以上</td> <td>600 EUR</td> </tr> <tr> <td>10を超える各クレームに対する追加料金</td> <td>45 EUR</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	10ページ以下のとき	120 EUR	11-20ページのとき	160 EUR	20-50ページのとき	400 EUR	50ページ以上	600 EUR	10を超える各クレームに対する追加料金	45 EUR														
		10ページ以下のとき	120 EUR	11-20ページのとき	160 EUR																					
		20-50ページのとき	400 EUR	50ページ以上	600 EUR																					
		10を超える各クレームに対する追加料金	45 EUR																							
		⑳料金減免措置の有無	無。																							
		㉑PCTにおける国内料金減額措置の有無	無。(イタリアにおけるPCT出願による特許は、EP経由でのみ取得できる。)																							

①国名	<p style="text-align: center;"><b>イタリア共和国</b> (Italian Republic, IT)</p>	
②最新実用新案法の施行年月日	2020年5月19日改正施行(2020年法律第34号)	
③地理的効力の範囲	<p>(1) イタリアで保護された工業所有権は、1939年3月31日締結のサンマリノ及びイタリア間の善隣友好協定によりサンマリノにおいても保護される。</p> <p>(2) 工業所有権の保護についてのイタリア法は、バチカン市国にも1929年6月7日の法律により適用される。</p>	
④他国制度との関係	無。	
⑤出願人資格	<p>考案者及び承継人(自然人、法人)</p> <p>(知財法第63条)</p>	
⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	<p>要。送達用住所を欧州連合(EU)又は欧州経済領域(EEA)に有さなければならない。代理人は登録された者でなければならない。</p> <p>(知財法第147条(3)2、第201条(4))</p>	
⑦出願言語	<p>イタリア語</p> <p>(知財法第148条(5))</p>	
⑧実用新案権の存続期間及び起算日	<p>出願日から10年</p> <p>(知財法第85条)</p>	
⑨新規性の判断基準	<p>内外国公知公用、内外国刊行物</p> <p>(知財法第86条で準用する第46条(1)(2))</p>	
⑩グレースピリット	<p>有。次のケースが規定されている。</p> <p>(1) 出願人、譲渡人の意に反する開示。この場合は、期間は開示日から6月。</p> <p>(2) 公の又は公認の博覧会における展示による開示(期限の制限なし)。</p> <p>(知財法第86条で準用する第47条(1)、(2))</p>	
⑪不登録対象	<p>(1) 機械、その部品、器具、道具又は一般的に使用されるものに特定の効能、適用又は使用の利便性を与えることのできるひな形に該当しないもの。</p> <p>(知財法第82条)</p> <p>(2) 実施することが公序良俗に反する発明</p> <p>(知財法第86条で準用する第50条)</p>	
⑫実体審査の有無及び審査事項	無。	
⑬審査請求制度の有無	無。	
⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。	
⑮出願公開制度の有無	<p>有。出願日又は優先日から18月経過後、出願は公衆の閲覧に供される。</p> <p>(知財法第86条で準用する第53条(3))</p>	
⑯異議申立制度の有無	無。	
⑰無効審判制度の有無	無。無効審判制度はないが、無効は裁判所へ提訴することができる。	
⑱実施義務	<p>有。登録から3年以内又は出願から4年の何れか遅く終了する期間内に、国内での生産又は欧州連合(EU)又は欧州経済領域(EEA)からの輸入が国の需要に著しく見合わない場合、強制実施権の対象となる。また、実施の停止または削減が、3年を超えて国内の需要に著しく見合わない場合も、強制実施権付与の対象となる。</p> <p>(知財法第86条で準用する知財法第70条(1)、(2))</p>	

①国名	イタリア共和国 (Italian Republic, IT)	
実用新案 制度	⑱費用 単位 EUR (ユーロ)	[出願から登録までに掛かる費用]
		出願料            50 EUR(オンライン出願)            120 EUR(ペーパー出願)
		[実用新案権維持に掛かる費用]
		5年を超える第2期目の5年間の維持年金
		第2期目の5年間            500 EUR
	㉒料金減免措置 の有無	無。
	㉓PCTにおける 国内料金減額 措置の有無	無。

①国名	<p style="text-align: center;"><b>イタリア共和国</b> (Italian Republic, IT)</p>	
意匠制度	②最新意匠法の施行年月日	2020年5月19日改正施行(2020年法律第34号)
	③地理的効力の範囲	(1) イタリアで保護された工業所有権は、1939年3月31日締結のサンマリノ及びイタリア間の善隣友好協定によりサンマリノにおいても保護される。 (2) 工業所有権の保護についてのイタリア法は、バチカン市国にも1929年6月7日の法律により適用される。
	④他国制度との関係	欧州連合加盟国。共同体意匠(Communiy Desing)の取扱いは欧州連合知的財産庁(EUIPO)ハーグ協定加盟国
	⑤出願人資格	創作者及び承継人 (知財法第37条(2))
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。送達用住所を欧州連合(EU)又は欧州経済領域(EEA)に有さなければならない。代理人は登録された者でなければならない。 (知財法第147条(3)2、第201条(4))
	⑦出願言語	イタリア語 (知財法第148条(5))
	⑧意匠権の存続期間及び起算日	出願日から5年。5年ずつ4回更新することができる。(最長25年) (知財法第37条)
	⑨新規性判断の基準	内外国公知公用、内外国刊行物 (知財法第32条、第34条(1))
	⑩グレースピリオド	有。次のように規定されている。 (1) 創作者、承継者、又は創作者、承継者から取得した第3者による開示。この場合の期間は開示日から12月。 (2) 創作者、承継者に対する濫用による開示。この場合の期間は、開示日から12月。 (知財法第34条(3)、(4))
	⑪不登録対象	(1) 意匠の定義を満たさない意匠 (知財法第31条) (2) 必要とされる新規性を欠く意匠 (知財法第32条) (3) 必要とされる独自性を欠く意匠 (知財法第33条) (4) 専ら技術的機能により影響された製品の外観的特徴 (5) 意匠を組み込んだ製品又は意匠を適用した製品を、何れの製品もその機能を果せるように他の製品に機械的に結合するため、又は他の製品の周辺又は他の製品に取付けるため、必然的に正確な形態と大きさで複製しなければならない製品の外観的特徴 (知財法第36条(2)) (6) 公序良俗に反する意匠 (知財法第43条(1)b) (7) 商標や著作権に抵触する意匠 (知財法第43条(1)e) (8) 国の紋章等に関する不当使用を構成する意匠 (知財法第43条(1)f)
	⑫実体審査の有無	無。審査は、方式要件(意匠の定義及び公序良俗を含む)をのみが行なわれる。 (知財法第170条(1)c)
	⑬審査請求制度の有無	無。 (知財法第170条(1)c)
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	⑮部分意匠制度の有無	有。製品の一部又は複合製品の部品の意匠についても保護を受けることができる。この際の要件は、当該部品が、組み込まれている製品の通常的使用中に視認でき、かつ、新規性及び独自性を有すること。 (知財法第35条)
	⑯関連意匠制度の有無	無。
	⑰「組物」の意匠制度の有無	有。 (知財法第39条(1))
	⑱意匠分類	国際分類。ロカルノ協定に加盟。
	⑲出願公開制度の有無	無。出願公開制度としてはないが、出願は登録後に公告される。
	⑳秘密意匠制度の有無	有。出願人は、出願日又は優先日から30月を越えない範囲内で、出願公開の繰延べを請求することができる。 (知財法第38条(5))

①国名	イタリア共和国 (Italian Republic, IT)		
意匠制度	②①異議申立制度の有無	無。	
	②②無効審判制度の有無	無。無効審判制度ではないが、利害関係人は、意匠の無効を裁判所に提訴することができる。	
	②③登録表示義務	無。	
	②④費用 単位 EUR (ユーロ)	[出願から登録までに掛かる費用]	
		出願料	50 EUR(オンライン出願)                      100 EUR(ペーパー出願)
			100 EUR(オンライン出願、意匠が複数)      200 EUR(ペーパー出願、意匠が複数)
		[意匠権の維持に掛かる費用]	
		存続期間更新料	
	第2期目の5年間	30 EUR	第4期目の5年間
第3期目の5年間	50 EUR	第5期目の5年間	80 EUR
②⑤料金減免措置の有無	無。		



①国名	<p style="text-align: center;"><b>イタリア共和国</b> (Italian Republic, IT)</p>	
商標制度	②最新商標法の施行年月日	2020年5月19日改正施行(2020年法律第34号)
	③地理的効力の範囲	(1) イタリアで保護された工業所有権は、1939年3月31日締結のサンマリノ及びイタリア間の善隣友好協定によりサンマリノにおいても保護される。 (2) 工業所有権の保護についてのイタリア法は、バチカン市国にも1929年6月7日の法律により適用される。
	④他国制度との関係	欧州連合加盟国。欧州連合商標(EUTM)の取扱いは欧州連合知的財産庁(EUIPO)。マドプロ加盟国
	⑤商標法の保護対象	商品、役務(以上、知財法第7条(1))、団体商標(知財法第11条)、地理的表示(知財法第29条及び第30条)
	⑥商標の種類	他者との識別が可能で、適切な記号。個人名、文字、図形、数字、音、立体若しくはそれらの組み合わせ又はそれらの色彩(知財法第7条(1)) イタリア特許商標庁のウェブサイトには、動きのある商標、位置商標、ホログラム商標も例示されている。 <a href="https://uibm.mise.gov.it/index.php/it/marchi">https://uibm.mise.gov.it/index.php/it/marchi</a>
	⑦出願人資格	標章を使用している又は使用を予定している者、及びその商標を使用させる者 (知財法第19条(1))
	⑧権利付与の原則	先願主義 (知財法第12条(1))
	⑨本国登録要件	無。
	⑩現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。送達用住所を欧州連合(EU)又は欧州経済領域(EEA)に有さなければならない。代理人は登録された者でなければならない。 (知財法第147条(3)2、第201条(4))
	⑪出願言語	イタリア語 (知財法第148条(5))
	⑫商標権の存続期間及び起算日	出願から年。10年毎に更新できる。 (知財法第15条(4)、第16条(2))
	⑬グレースピリット	有。国内又は国際の公認の博覧会における商標の展示については、一時的な保護が与えられる。 (知財法第18条)
	⑭不登録対象	(1) 同意のない人物の肖像(知財法第8条(1)) (2) 周知である人名、標識、イベント名及び略称など(知財法第8条(3)) (3) 商品の形状又は特性のみからなるもの、技術的形狀又は特性のみからなるもの、製品の形状又は特性のみからなるもの(知財法第9条) (4) 紋章、イタリアのイメージ又は名誉を損なうもの(知財法第10条) (5) 同一又は類似の商品又は役務について他人の商品又は役務の商標又は標識として既に知られ、標識又は商品若しくは役務の同一又は類似により関連又は混同のおそれがあるもの(知財法第12条(1)a) (6) 他人の営業名、会社名、その他として既に知られた標識と同一又は類似し、標章又は商品若しくは役務の同一又は類似により関連又は混同のおそれがあるもの(知財法第12条(1)b) (7) 同一の商品又は役務について国内で既に登録され又は効力を有する他人の先の出願(優先権出願を含む)の商標と同一のもの(知財法第12条(1)c) (8) 同一又は類似の商品又は役務について国内で既に登録され又は効力を有する他の先の出願(優先権出願を含む)の商標と同一又は類似であり、標識又は商品若しくは役務の同一又は類似により関連又は混同のおそれがあるもの(知財法第12条(1)d) (9) 国内又は欧州連合において名声を得ている先の商標と同一又は類似であり、使用すると先の商標の特徴又は名声を不当に利用又は害するもの(知財法第12条(1)e) (10) (9)の要件を満たし無関係な商品又は役務についてパリ条約第6条の2でいう周知商標と同一又は類似のもの(知財法第12条(1)e) (11) 識別力を有さないもの(知財法第13条) (12) 法律、公序良俗に反するもの、原産地、性質又は品質に関して公衆を欺くおそれがあるもの、他人の著作権、工業所有権、その他排他的権利を侵害するもの(知財法第14条)

①国名	イタリア共和国 (Italian Republic, IT)	
商標制度	⑮防護標章制度の有無	無。
	⑯周知商標制度の有無	有。 (1) パリ条約第6条の2と同様の規定 (知財法第12条(1)e) (2) 50年以上登録・使用され国益に合致する歴史的商標は、国益商標として登録される。 (知財法第11条の2)
	⑰一出願多区分制度の有無	有。 (知財法第156条(1)d)
	⑱実体審査の有無及び審査事項	有。識別性、不登録事由を審査する。 (知財法第170条(1)a)
	⑲審査請求制度の有無	無。 (知財法第170条(1)a)
	⑳優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	㉑出願公開制度の有無	無。出願公開制度はないが、出願は登録後に公報により公告される。
	㉒異議申立制度の有無	有。何人も、公告日から3月以内に異議申立を行うことができる。 (知財法第176条)
	㉓無効審判制度の有無	無。無効審判制度はないが、商標の無効は裁判所に提訴することができる。
	㉔不使用取消制度の有無	有。5年。継続して5年以上の不使用は、不使用取消の対象となる。 (知財法第24条(3))
	㉕商標分類	国際分類(ニース分類)を採用している。
	㉖図形要素の分類	国際図形分類(ウィーン分類)を採用している。
	㉗譲渡要件	有。営業とは関係なく商標を譲渡できるが、譲渡は、公衆の認識に不可欠な商品又は役務の特性において欺瞞をもたらすことになってはならない(知財法第23条(1), (4))
	㉘費用 単位 EUR (ユーロ)	[出願から登録までに掛かる費用] 出願料                    101 EUR(1クラス)                    34 EUR(1超の各クラスについて)  [商標権維持に掛かる費用] 存続期間更新料                    67 EUR(1クラス)                    34 EUR(1超の各クラスについて)
	㉙料金減免措置の有無	無。